令和８年（フ）第３７０号
相模原市中央区光が丘３丁目22番14号　スカーレットプラザ光が丘Ⅱ102
債務者　前田　　愛
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６６号
福岡県行橋市行事６丁目21番４－3511号　行事北団地Ｃ棟
債務者　河内　レイ
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々田由華子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
盛岡市西見前19地割２番地３　１号
債務者　髙橋　陽美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天間　正継
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第５７５号
北九州市小倉北区井堀４丁目８番17－1106号
債務者　梅田かおる
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０６号
北九州市八幡東区上本町２丁目３番13－807号
債務者　山内　知美
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３６号
北九州市門司区奥田３丁目６番４号
債務者　田口　宗幸
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３８号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目27番24号
債務者　鈴木　吉幸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７２号
北九州市小倉南区葛原東２丁目６番26－２号（サンラプロ葛原東Ｂ棟１号）、前住所兵庫県加古郡播磨町北本荘２丁目10番20号
債務者　小山　栞奈
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１３号
北海道二海郡八雲町熊石鳴神町155番地
債務者　塩谷　嘉洋
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
函館地方裁判所江差支部

令和８年（フ）第１４２９号
名古屋市守山区白山４丁目605番地
債務者　北野真奈美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４４３号
名古屋市北区杉村１丁目17番14号　トミダビル３Ｃ号
債務者　宗岡　睦幸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５４０号
名古屋市緑区横吹町306番地　スマイルはうす徳重第二
債務者　川端永里名
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５６４号
愛知県日進市本郷町前川1243番地５　プリンセスガーデン日進203
債務者　近藤茂（法定代理人成年後見人　山中千昌）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７９号
名古屋市北区米が瀬町135番地１　介護老人保健施設メデケアド寿、住民票上の住所名古屋市南区城下町３丁目５番地の３
債務者　竹田　清一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１０号
名古屋市名東区高針原２丁目1908番地　エクセル瑞雲Ｂ105号
債務者　柏木優一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３０号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅７棟210号
債務者　松原さやか
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３５号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘26棟301号
債務者　川端　加奈（旧姓海藏）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部